水道だより vol.10

～安心、安全な水道水の安定供給を目指して～

問 水道課 65-1555

10月1日以降の使用分から水道料金が改定されます

令和４年10月１日以降の使用分※から水道料金を平均改定率39.3%値上げさせていただきます。また、１か月の基本料金に含まれる基本水量10㎥を5㎥に改定し、少量の利用者へ配慮しました。今回は、料金改定に至った経緯をQ&A形式でご説明します。

※料金改定は10月１日ですが、10月以前から使用している使用者は経過措置があります。新料金が適用となるのは、旧玉川地区が12月検針分から、旧都幾川地区が１月検針分からです。

どうして、料金改定が必要なのでしょう？

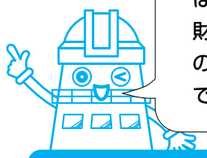

給水人口の減少等に伴い料金収入は減少の一途をたどりつつあります。一方、老朽化した水道管や水道施設の更新、耐震化に必要な事業費は増大し、今後の水道事業経営は厳しさを増しています。今後、現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することとなります。必要な工事を怠りますと、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生し、安心な水を安定して各家庭に給水できなくなることから、この度、やむを得ず料金改定させていただくこととなりました。

なぜこの時期に料金改定をするのでしょう？

今回の改定は、消費税率の改定によるものを除くと、平成14年度以来20年ぶりの改定となります。町の一般会計から高料金対策補助金（7千万円）をいただき、料金改定を抑制してきましたが、令和４年度当初予算ではそれでもなお赤字が見込まれる厳しい状況にあるため、この度、やむを得ず料金改定をさせていただくこととなりました。

具体的にいくら値上がりするのですか？

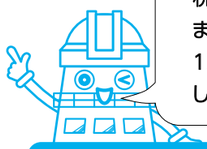

平均的な一般利用者の場合として、口径13㎜で２か月あたり40㎥使用すると、消費税込みで現行料金5,874円、新料金では8,294円となり、2,420円の値上がりとなります。また、今回の改定では基本水量を2か月あたり20㎥から10㎥としました。口径13㎜で２か月あたり10㎥使用した場合、消費税込みで現行料金2,794円（20㎥使用した場合と同額）、新料金では3,344円となり、550円（19.7%）の値上がりとなります。

一度に39.3%ではなく、段階的に値上げすることはできないのですか？

今回の水道料金の改定は、今後ますます増大する老朽化した水道施設、水道管の更新事業により、現行料金を維持したままでは必要な工事が出来なくなることや、令和４年度に赤字に転じ、算定期間（令和４～８年度）に資金不足が生じる見込みであり、水道事業経営が困難な状況になることから実施するに至ったものです。改定後も決して経営に余裕が生じるわけではなく、段階的な値上げは困難な状況です。

体験レポート記入欄（200字以上）

キリトリセン

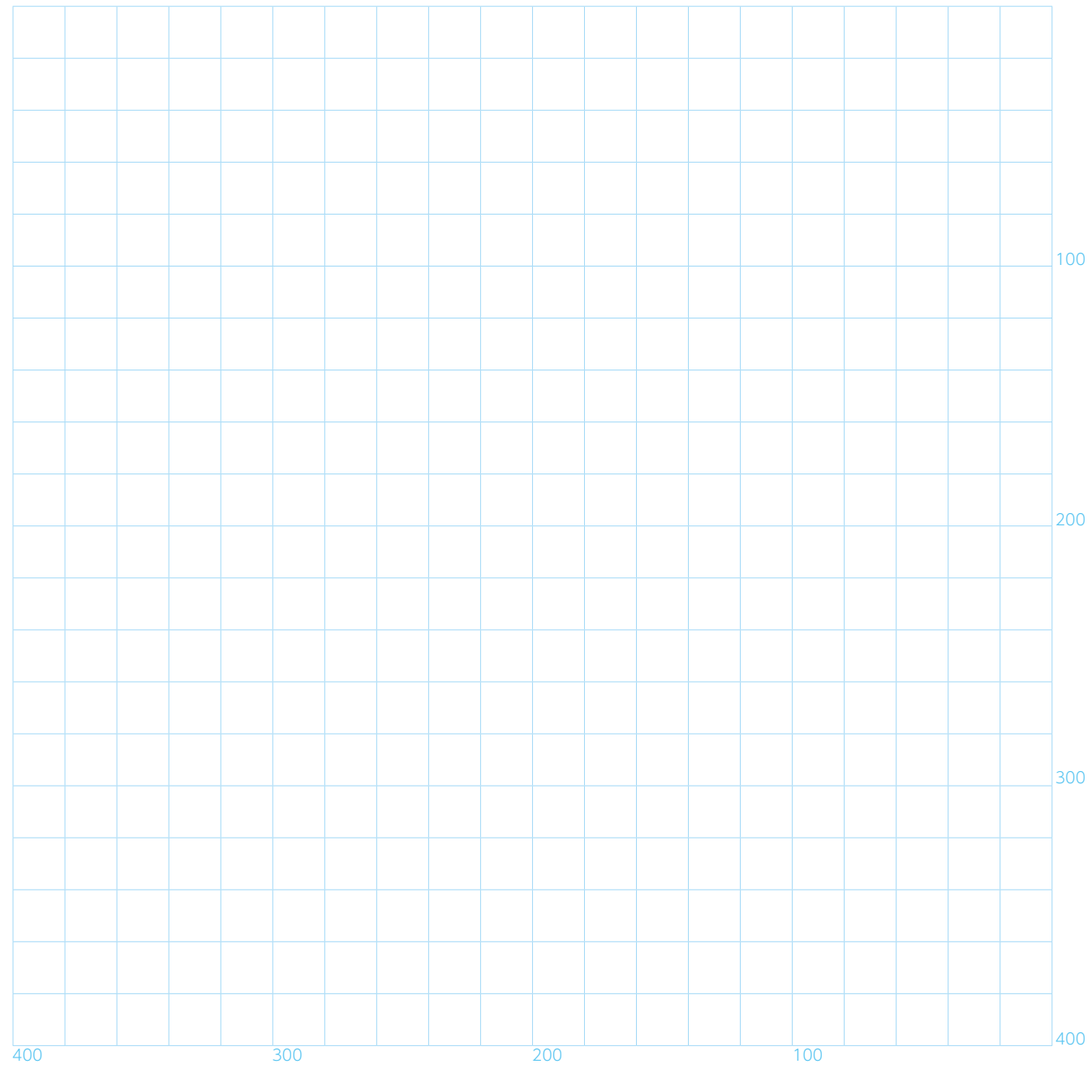

キリトリセン

お電話ください！
オペレーターを増員して
お待ちしています！
きれいな水をときがわに！
浄化槽の入れ替えを応援します
（汲取式・単独槽）
最大30万円の補助金
（配管費20万円・撤去費10万円）
10万2千円で設置します（5人槽）※人槽別、配管費と撤去費別
メリット
設置・維持管理は町が行い、負担軽減！
負担額
浄化槽使用料
（月2,618円＋汲取代実費）
・電気代・水道代だけ！
お気軽にご相談を！
0493-65-0814
ときがわ町建設環境課